

第3章 Chapter 3.

日本に在留するための諸手続き

Procedures for Staying in Japan

留学生に交付される資格外活動許可書の裏面記載事項

～ おこなってはいけない資格外活動 ～

1. 風適法第2条第1項にいう「風俗営業」が営まれている営業所において行う活動

(例：客の接待をして飲食させるキャバレー・スナックなど、店内の照明が10ルクス以下の喫茶店・バーなど、マージャン店・パチンコ店・スロットマシン設置業などで行うアルバイト。このような店舗での皿洗い、清掃も違法になります)

2. 風適法第2条第6項にいう「店舗型性風俗特殊営業」が営まれている営業所において行う活動

(例：ソープランド、ファッションヘルス、ストリップ劇場、ラブホテル、アダルトショップなどで行うアルバイト)

3. 風適法第2条第7項にいう「無店舗型性風俗特殊営業」に従事する活動

(例：出張・派遣型ファッションヘルス、アダルトビデオ通信販売業等に従事するアルバイト)

4. 風適法第2条第8項にいう「映像送信型性風俗特殊営業」に従事する活動

(例：インターネット上でわいせつな映像を提供する営業などに従事するアルバイト)

5. 風適法第2条第9項にいう「店舗型電話異性紹介営業」に従事する活動

(例：いわゆるテレホンクラブの営業などに従事するアルバイト)

6. 風適法第2条第10項にいう「無店舗型電話異性紹介営業」に従事する活動

(例：いわゆるツーショットダイヤル、伝言ダイヤルの営業などに従事するアルバイト)

「簡単に稼げる」アルバイトに注意！

～犯罪に巻き込まれる可能性があります～

これらの行為はすべて**犯罪行為**であり、**日本国の法律に基づき厳しく処罰されます**。「簡単に稼げる」アルバイトには十分注意して甘い誘いに応じないでください。このようなアルバイトに誘われた場合は、直ちに、最寄りの警察（110番）へ通報してください。

1. 銀行口座、携帯電話の売却、在留カード、パスポートを貸す。
2. 人のために携帯電話や銀行の口座を契約する。
3. 日本人になりすまして商品を受取る。それらを指定された場所に転送する。
4. 他人のキャッシュカードでお金を引き出す。他人のクレジットカードで買い物する。